

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署							
	シルバーピア事業		部	都市計画部	課長	永澤貞雄				
			課	都市計画課	担当	相沢広幸				
			係	住宅係	電話	内線2264				
	第4次総合基本計画における位置付け		実施根拠<法令、要綱等>							
政策項目	05	うるおいのあるまちを築く（質の高い都市基盤整備）			昭島市ひとり暮らし高齢者専用住宅条例					
大項目	02	魅力あるまちをつくる（市街地の整備）			事業期間<開始・終了予定>					
中項目	03	住宅			年度～年度					
予算科目（コード）	款	03	項	01	目	04	細目	010	細々目	01
事務事業概要	目的		<対象は誰、何か>				<対象をどのような状態にすることを意図しているか>			
	シルバーピア入居者（昭島市ひとり暮らし高齢者専用住宅1箇所、都営の高齢者専用住宅6箇所）						住宅に困窮している高齢者に住まいを提供し、生活の安定と福祉の増進を図る。			
	内容		実績・成果							
	○昭島市ひとり暮らし高齢者専用住宅（ことぶき住宅）の借上げ		ことぶき住宅については、平成3年9月より民間のアパートを借上げ、住宅に困窮しているひとり暮らし高齢者に住宅を提供している。12室ある居室は、入居者の転出等がない限り常時満室の状態である。							
	○ことぶき住宅の緊急通報機器及び消防設備保守点検委託並びに施設の修繕									
	○機械警備委託									
	コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考<特財名称等>			
	直接事業費		千円	20,262	11,990	11,167	緑町ことぶき住宅使用料			
	財源内訳	国庫支出金	千円				高齢者民間アパート借上げ事業補助金			
		都支出金	千円	1,776	1,681	1,078				
地方債		千円								
その他特定財源		千円	4,774	3,941	3,320					
一般職員人件費	千円	2,550	1,700	1,700	(平成22年度より入居者の安否確認等の事務を介護福祉課に移管)					
人工数	人	0.30	0.20	0.20						
再任用職員人件費	千円	0	410	410						
人工数	人	0.00	0.10	0.10						
総事業費	千円	22,812	14,100	13,277						
事務事業評価	個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというところ→3、あまりない→2、ない→1）									
	①必要性	5	⇩ <判断理由>			②妥当性	5	⇩ <判断理由>		
	少子高齢化や核家族化に伴い、市の総人口に対する高齢者の割合が増加している。家族等の支えがなく身体に不安を抱える高齢者にとって、緊急通報機器を備え生活協力員や警備会社によって常時安否確認が行われるシルバーピア住宅の必要性は高い。					市内における都営シルバーピアの空き家の入居募集戸数は年間5～6件程度であるが、それに対する応募は20～30倍以上になることも少なくなく、ことぶき住宅についても同様の状況である。シルバーピアの供給に対し入居を待ち望む高齢者の需要は多い。				
	③有効性	5	⇩ <判断理由>			④効率性	4	⇩ <判断理由>		
	ことぶき住宅を始めとするシルバーピアは、入居者の転出等がない限り満室の状況が続いている。機械警備委託や緊急通報機器並びに消防設備の保守点検などは、入居者の安全・安心を保障する上で必要な業務となっている。					シルバーピア事業に係るコストの9割近くが、ことぶき住宅の借上げ料である。これについては、近隣の賃料や経済情勢の変動を勘案しながら、昭島市財産価格審査会に諮り適正額となるよう改定を行っている。一方、入居者の使用料は低額に設定しているため、使用料をもって借上料を賄うことはできないが、高齢者の安定的な生活を保障するため必要なコストであると考え。				
合計点数 (20点満点)	19点		評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等> シルバーピアに対する需要は多く、都営住宅建替え時に設置の要望を行うことが重要である。ことぶき住宅については借上住宅であり、借上期間満了後の対応を検討する必要がある。なお、機械警備委託については安否確認等業務を行う主管課にて実施したほうが効率的であると考え。							

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署									
	都市計画事務		部	都市計画部	課長	永澤 貞雄						
			課	都市計画課	担当	安倍 弘行						
			係	都市計画係	電話	内線2262						
	第4次総合基本計画における位置付け					実施根拠<法令、要綱等>						
政策項目	05	うるおいのあるまちを築く（質の高い都市基盤整備）										
大項目	02	魅力あるまちをつくる（市街地の整備）										
中項目	02	市街地整備										
予算科目（コード）	款	08	項	03	目	01	細目	002	細々目	01	事業期間<開始・終了予定>	
年度 ~ 年度												
事務事業概要	目的		<対象は誰、何か>									
	市民、事業者、等		<対象をどのような状態にすることを意図しているか>									
	内容		実績・成果									
	○都市計画に関する窓口相談業務 用途地域等の確認、都市計画の進捗状況等 ○都市計画証明事務 都市計画証明書の発行 ○生産緑地地区の追加・削除事務 生産緑地地区に係る都市計画変更（毎年1回） ○地区計画の策定に係る協議・調整等 地区計画を都市計画決定するための関係機関との協議・調整及び市民説明会等の開催 ○まちづくり交付金交付申請及び事後評価		○窓口相談件数：来庁1,844件、電話635件 ○都市計画証明発行件数：76件 ○生産緑地都市計画変更件数：追加1件、削除5件 ○地区計画に係る協議・調整等：拝島駅南口地区地区計画策定（素案説明会及び原案説明会開催等）、昭島駅北口駅前地区地区計画変更協議、西武立川駅南口地区に係る開発協議、立川基地跡地昭島地区に係る都市計画決定及び変更協議 ○まちづくり交付金に係る事務等：当初申請及び変更申請、事後評価審議委員会開催、事後評価シート作成・公表									
	コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考<特財名称等>					
	直接事業費		千円	1,103	622	3,450	都市計画に関する証明手数料 各種印刷物頒布代金					
	財源内訳	国庫支出金	千円									
		都支出金	千円									
		地方債	千円									
		その他特定財源	千円	18	19	150						
一般職員人件費	千円	16,150	21,250	30,600								
人工数	人	1.90	2.50	3.60								
再任用職員人件費	千円											
人工数	人											
総事業費	千円	17,253	21,872	34,050								
事務事業評価	個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというところ→3、あまりない→2、ない→1）											
	①必要性	5	<判断理由>				②妥当性	5	<判断理由>			
	○市民や事業者が個別の建築計画や開発計画をたてる際の調査等に対応するため、窓口相談業務及び都市計画証明発行事務は必要である。 ○生産緑地に係る都市計画事務は、緑地機能及び多目的保留地機能に優れた農地を計画的に保全し、良好な都市環境づくりに資するために必要である。 ○地区計画は、地区の特性にふさわしい良好な市街地環境の整備・保全を誘導するために必要な都市計画である。						本事務事業は、都市計画マスタープランに掲げる将来都市像「水と緑とやさしさを育てるまち昭島」を実現するために重要である。					
	③有効性	5	<判断理由>				④効率性	5	<判断理由>			
	○窓口相談業務及び都市計画証明発行事務が円滑に遂行されている。 ○生産緑地の追加指定制度などにより、農地の減少に歯止めがかけられている。 ○拝島駅南口駅前まちづくり協議会と連携し、「拝島駅南口地区地区計画」が策定された。今後この地区の特色あるまちづくりが期待される。 ○まちづくり交付金を活用し、市民球場や野水堀などが整備され、市民の憩いの場となっている。						少ない職員で、多種多様な事務事業を遂行することは大変困難であるが、極力事務の効率化を図るとともに、職員間の連携を図ることで業務を完遂することができた。					
合計点数 (20点満点)	20点		評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等> 今後、地区計画策定が求められる地域はさらに増える可能性があり、また、権限移譲による都市計画関係事務の増加も見込まれるため、業務支援に係る委託費などの予算及び職員の増が必要であると思われる。									

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署										
	都市計画審議会		部	都市計画部	課長	永澤 貞雄							
			課	都市計画課	担当	安倍 弘行							
			係	都市計画係	電話	内線2262							
	第4次総合基本計画における位置付け				実施根拠<法令、要綱等>								
	政策項目	05	うるおいのあるまちを築く（質の高い都市基盤整備）			都市計画法第77条の2							
大項目	02	魅力あるまちをつくる（市街地の整備）			昭島市都市計画審議会条例								
中項目	02	市街地整備			事業期間<開始・終了予定>								
予算科目（コード）	款	08	項	03	目	01	細目	003	細々目	01	年度	～	年度
事務事業概要	目的		<対象は誰、何か>										
			市の定める都市計画全般										
			<対象をどのような状態にすることを意図しているか>										
			都市計画審議会の円滑な運営										
	内容		実績・成果										
	○都市計画法によりその権限に属された事項、都市計画に関し市長から諮問のあった事項について、調査審議を行う		平成22年度においては、市長より諮問のあった2件の都市計画に関する事項について、本審議会が2回開催され、審議の結果、いずれも原案に同意する旨の答申がなされたため、都市計画決定に至った										
	○委員構成：学識経験者5名、市議会委員5名、行政機関職員3名、公募市民委員2名（内、報酬及び費用弁償支給対象者：7名）												
	コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考<特財名称等>						
	直接事業費		千円	170	159	368							
	財源内訳	国庫支出金	千円										
都支出金		千円											
地方債		千円											
その他特定財源		千円											
	一般財源	千円	170	159	368								
一般職員人件費		千円	1,700	1,700	3,400								
	人工数	人	0.20	0.20	0.40								
再任用職員人件費		千円											
	人工数	人											
総事業費		千円	1,870	1,859	3,768								
事務事業評価	個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというところ→3、あまりない→2、ない→1）												
	①必要性	5	⇩ <判断理由>			②妥当性	5	⇩ <判断理由>					
	都市計画の決定及び変更等に際しては、本審議会の調査審議を経ることが必須である。						組織及び委員構成（学識経験者5名、市議会委員5名、行政機関職員3名、公募市民委員2名の計15名）に関しては、都市計画審議会条例に規定されている。						
	③有効性	5	⇩ <判断理由>			④効率性	5	⇩ <判断理由>					
	各年度により案件数は異なるが、毎年最低1件は（生産緑地の削除・追加に係る都市計画決定）諮問案件があり、慎重に審議調査が尽くされている。						適切な委員構成により、案件に対し、各分野からの視点に基づいた意見交換等がなされている。						
合計点数 (20点満点)	20点		評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等> 地域主権戦略大綱に基づく権限移譲により、用途地域の指定等に関する都市計画決定権限が市に移譲された場合には、より専門的知識を有する学識経験者委員を補充する必要がある。										

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署								
	都市計画マスタープラン改定事業		部	都市計画部	課長	永澤 貞雄					
			課	都市計画課	担当	安倍 弘行					
			係	都市計画係	電話	内線2262					
	第4次総合基本計画における位置付け		実施根拠<法令、要綱等>								
	政策項目	05	うるおいのあるまちを築く（質の高い都市基盤整備）			都市計画法第18条の2					
大項目	02	魅力あるまちをつくる（市街地の整備）									
中項目	02	市街地整備			事業期間<開始・終了予定>						
予算科目（コード）	款	08	項	03	目	01	細目	007	細々目	01	H 21 年度 ~ H 22 年度
事務事業概要	目的		<対象は誰、何か>								
			市民、事業者、行政								
			<対象をどのような状態にすることを意図しているか>								
			市の目指すべき将来像を示し、市民や事業者の都市計画に対する理解と参加を深めながら、まちづくりを進めていく								
	内容		実績・成果								
	○都市計画マスタープランの改定 現況調査・分析、「庁内検討委員会」及び「まちづくり委員会」の開催、市民アンケート・市民説明会・パブリックコメントの実施 ○まちづくり委員会委員構成：学識経験者8名、公募市民委員6名（内、報酬及び費用弁償支給対象者：11名）		市民や事業者とともに時代にあったまちづくりを進めるために、平成12年4月に策定した市の都市計画の基本的な指針である「都市計画マスタープラン」を改定した								
	コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考<特財名称等>				
	直接事業費		千円	4,580	4,884						
	財源内訳	国庫支出金		千円							
		都支出金		千円							
地方債		千円									
その他特定財源		千円									
一般職員人件費		千円	7,650	8,500							
人工数		人	0.90	1.00							
再任用職員人件費		千円									
人工数		人									
総事業費		千円	12,230	13,384							
事務事業評価	個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというところ→3、あまりない→2、ない→1）										
	①必要性	5	⇩ <判断理由>			②妥当性	5	⇩ <判断理由>			
	都市計画法第18条の2第1項において、市町村は上位計画である「基本構想」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即した、都市計画に関する基本的な方針を定めることとされている。また、同法第4項において、市町村が定める都市計画はこの基本方針に即したものでなければならないと規定されている。					当初策定から10年余りが経過する中、少子・高齢化の急激な進行や、地球環境問題の深刻化などの社会経済状況の変化に対応するため、都市計画マスタープランを改定することにより、時代に合ったまちづくりを進めることができる。					
	③有効性	4	⇩ <判断理由>			④効率性	5	⇩ <判断理由>			
	平成31年度を目標年次とした、より時代にあったマスタープランに改定することができた。しかし、市民意見を反映させるために実施した説明会やパブリックコメントの参加者等をみると、市民や事業者との協働によるまちづくりを推進するためには、さらなる市民意識の向上のため、周知・啓発していくことが重要である。					専門的知識を有するコンサルタントに業務支援を委託したため、2年間という限られた期間の中で都市計画マスタープランを改定することができた。					
合計点数 (20点満点)	19点		評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等> 「都市計画マスタープラン」を実現していくために、より詳細な部門別計画等との相互連携を図るとともに、市民、事業者、行政が、共通する目標に向かってそれぞれの役割と責任を分担し、また、互いに連携しながら協働によるまちづくりを推進していく必要がある。								

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署				
	都市再生整備計画事業事後評価審議委員会		部	都市計画部	課長	永澤 貞雄	
			課	都市計画課	担当	安倍 弘行	
			係	都市計画係	電話	内線2262	
	第4次総合基本計画における位置付け		実施根拠<法令、要綱等>				
政策項目	05	うるおいのあるまちを築く（質の高い都市基盤整備）			都市再生整備計画事業事後評価審議委員会要綱		
大項目	02	魅力あるまちをつくる（市街地の整備）			事業期間<開始・終了予定>		
中項目	02	市街地整備			H 22 年度 ~ 年度		
予算科目（コード）	款	08	項	03	目	01	
				細目	008	細々目	01
目的							
<対象は誰、何か>			<対象をどのような状態にすることを意図しているか>				
昭和平公園周辺地区都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金事業）に係る事後評価手続き			事後評価の手続き及び都市再生整備計画に掲げられた目標の達成状況の確認等				
内容							
○事後評価の手続き及び都市再生整備計画に掲げられた目標の達成状況の確認等の結果について、その妥当性を審議する			実績・成果				
○昭和平公園周辺地区の今後のまちづくり等の内容の妥当性について審議する			○平成22年11月18日、委員3名からなる事後評価審議委員会を1回開催				
○委員数：3名			○事後評価の手続き及び今後のまちづくり方策については妥当である旨が確認された				
			○上記を受けて「事後評価シート」を作成し、平成23年4月に公表した				
コスト							
		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考<特財名称等>	
直接事業費		千円		53			
財源内訳	国庫支出金	千円					
	都支支出金	千円					
	地方債	千円					
	その他特定財源	千円					
	一般財源	千円		53			
一般職員人件費		千円		2,550			
	人工数	人		0.30			
再任用職員人件費		千円					
	人工数	人					
総事業費		千円		2,603			
個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというところ→3、あまりない→2、ない→1）							
①必要性		5	↳ <判断理由>		②妥当性		
					5		
					↳ <判断理由>		
「まちづくり交付金」は、平成22年度より「社会資本整備総合交付金」に統合されたが、経過措置により事業評価等は旧要綱により実施することとされた。			「評価の手引き」においては、学識経験のある有識者を含む3名以上の委員により、最低1回は事後評価審議委員会を開催することとされている。				
「まちづくり交付金交付要綱」には、事業最終年度に事後評価を行うことが規定されており、「評価の手引き」において事後評価審議委員会での審議が必須とされている。							
③有効性		5	↳ <判断理由>		④効率性		
					5		
					↳ <判断理由>		
事後評価審議委員会が出された意見等を参考に「事後評価シート」を作成し、速やかに国に報告するとともに、ホームページにて公表することができた。			まちづくりに精通した学識経験のある委員をはじめ、3名と少数ではあったが委員構成が適切であったため、効果的な審議委員会を開催できた。				
合計点数（20点満点）		20点		評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等>			
				今後、「社会資本整備総合交付金」を活用して事業が実施されるか否かは現状では不明であるが、同交付金においても事後評価についての規定がある。			

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署					
	市営住宅管理		部	都市計画部	課長	永澤貞雄		
			課	都市計画課	担当	渡邊亜紀		
			係	住宅係	電話	内線2264		
	第4次総合基本計画における位置付け					実施根拠<法令、要綱等>		
政策項目 05		うるおいのあるまちを築く（質の高い都市基盤整備）			昭島市営住宅条例			
大項目 02		魅力あるまちをつくる（市街地の整備）						
中項目 03		住宅						
予算科目（コード）		款 08	項 04	目 01	細目 002	細々目 01	事業期間<開始・終了予定>	
							11 年度 ~ 年度	
事務事業概要	目的							
	<対象は誰、何か>			<対象をどのような状態にすることを意図しているか>				
	市営住宅入居者			入居者の安否確認を行うための機器の点検や設備の保守点検、老朽化に伴う修繕等を行うことにより、入居者の安全と利便性を図る。				
	内容			実績・成果				
	○エレベータ保守点検委託 ○緊急通報機器保守点検委託 ○受水槽清掃点検委託 ○消防用設備保守点検委託 ○施設修繕料			エレベータ保守点検委託（年12回） 緊急通報機器保守点検委託（年2回） 受水槽清掃点検委託（年1回） 消防用設備保守点検委託（年2回） 上記の設備や機器の保守点検のほか、老朽化に伴う修繕等を行い、入居者の安全と利便性を図っている。				
	コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考<特財名称等>	
	直接事業費		千円	3,262	1,706	2,062	(平成22年度より事務の一部を介護福祉課に移管)	
	財源内訳	国庫支出金		千円				
		都支出金		千円				
		地方債		千円				
その他特定財源		千円						
一般財源		千円	3,262	1,706	2,062			
一般職員人件費		千円	2,550	1,700	1,700			
人工数		人	0.30	0.20	0.20			
再任用職員人件費		千円	0	410	410			
人工数		人	0.00	0.10	0.10			
総事業費		千円	5,812	3,816	4,172			
事務事業評価	個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというところ→3、あまりない→2、ない→1）							
	①必要性	5	↙ <判断理由>	②妥当性	5	↙ <判断理由>		
	エレベータ保守点検委託については建築基準法、受水槽清掃点検委託は水道法、消防用設備保守点検委託は消防法とそれぞれの法律の規定により定期的な点検が義務づけられている。また緊急通報機器保守点検委託は入居者の安否確認を正常に行うために欠かせないのでできない点検である。			エレベータ保守点検委託等の保守点検は法的な義務により実施している。委託契約にあたっては仕様書を作成し、管財課等による見積り合わせなどの方法により適切な金額で必要な作業を行うように契約行為をしている。				
	③有効性	5	↙ <判断理由>	④効率性	4	↙ <判断理由>		
	安全・安心で利便性のある生活を支えるために、各種の保守点検や施設等を維持するための修繕は必要である。緊急通報機器の作動により入居者の安全が図れた例も少なくない。			入居者の使用料は都営住宅に準じて低額に設定しているため、使用料をもってエレベータ保守点検委託料等を賄うことはできないが、高齢者の安定的な生活を保障するため必要なコストであると考え。ただし、受益者負担の面から共益費については今後の検討課題である。				
合計点数 (20点満点)		19点		評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等> 高齢者が安全に安心して生活できるよう、今後も継続して維持管理していく必要がある。				

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署										
	都営住宅募集事務		部	都市計画部	課長	永澤貞雄							
			課	都市計画課	担当	渡邊亜紀							
			係	住宅係	電話	内線2264							
	第4次総合基本計画における位置付け		実施根拠<法令、要綱等>										
政策項目	05	うるおいのあるまちを築く（質の高い都市基盤整備）			市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例								
大項目	02	魅力あるまちをつくる（市街地の整備）											
中項目	03	住宅											
予算科目（コード）	款	08	項	04	目	01	細目	003	細々目	01	事業期間<開始・終了予定>		
											年度	～	年度
事務事業概要	目的												
	<対象は誰、何か>						<対象をどのような状態にすることを意図しているか>						
	都営住宅への入居を希望する市民						市民に対して都営住宅申込書の入手を容易にするとともに、地元割当分の募集を行うことにより、市民を対象とした都営住宅への入居機会を広げる。						
	内容												
	○東京都が募集する都営住宅の申込書等の配布と地元割当分の申込書作成・配布・受付・抽せん・資格審査等に係る事務						実績・成果						
							平成22年度年間募集状況						
							・都公募分（年4回公募）						
							配布数：5,309部 応募者数：833人						
							募集戸数：51戸 平均倍率：16.3倍						
							・地元公募分（年4回公募）						
						配布数：1,072部 応募者数：230人							
						募集戸数：8戸 平均倍率：28.8倍							
コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考<特財名称等>							
直接事業費		千円	63	86	130	都営住宅使用申込書配布等事務委託金							
財源内訳	国庫支出金	千円											
	都支出金	千円	63	86	130								
	地方債	千円											
	その他特定財源	千円											
	一般財源	千円	0	0	0								
一般職員人件費	千円	2,550	850	850									
人工数	人	0.30	0.10	0.10									
再任用職員人件費	千円	0	820	820									
人工数	人	0.00	0.20	0.20									
総事業費	千円	2,613	1,756	1,800									
事務事業評価	個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというところある→3、あまりない→2、ない→1）												
	①必要性	5	⇩ <判断理由>			②妥当性	4	⇩ <判断理由>					
	市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき、市立会館等に申込書を備えるとともに、手続き方法などの説明を行っている。市民にとって身近な場所での対応ができるため利便性が高い。また、都営住宅の地元割当については、昭島市民のみが対象となるため需要の多い都営住宅への入居機会を広げている。						申込書は募集時毎に市役所本庁及び4箇所の市立会館等で配布を行っている。配布時期が決まっているため、市立会館等については担当職員が申込書を届け、施設の職員を通して配布を行い公平性を図っている。地元割当については昭島市で申込書を作成し募集・抽選・資格審査を行っている。その事務処理が市に委ねられているため、状況に応じた対応が可能である。						
	③有効性	5	⇩ <判断理由>			④効率性	4	⇩ <判断理由>					
	毎年6,000部前後の申込書を市民が入手しており、東京都公募分については年間平均で16.3倍、地元割当分では28.8倍と多くの応募があり、東京都の施設ではあるが市民にとって身近な自治体が関わりを持つことは利便性の面からも有益である。						東京都の公募分については、申込書を市民から直接都へ郵送していただくため、事務処理に係る負担は少ない。地元割当分については昭島市で申込書を作成し募集・抽選・資格審査を行っているため、都の公募に比べ負担は大きい。コストは人件費も含め都からの補助があるため、経費負担は少ない。						
合計点数 (20点満点)	18点		評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等>										
東京都住宅供給会社のホームページからの申込書入手も可能であるが、インターネットを利用しない市民へのサービスとしては今後も必要であると考え。													

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署									
	木造住宅耐震補助事業		部	都市計画部	課長	永澤貞雄						
			課	都市計画課	担当	相沢広幸						
			係	住宅係	電話	内線2264						
	第4次総合基本計画における位置付け				実施根拠<法令、要綱等>							
政策項目	05	うるおいのあるまちを築く（質の高い都市基盤整備）			昭島市木造住宅耐震診断補助金交付要綱及び同改修補助金							
大項目	02	魅力あるまちをつくる（市街地の整備）										
中項目	03	住宅										
予算科目（コード）	款	08	項	04	目	01	細目	004	細々目	01	13年度～	年度
事務事業概要	目的											
	<対象は誰、何か>						<対象をどのような状態にすることを意図しているか>					
	昭和56年以前に建築された2階建て以下の木造住宅を所有する市民						耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助することにより倒壊の可能性がある住宅の耐震性を高め、災害に強いまちづくりを推進する。					
	内容						実績・成果					
	○木造住宅耐震診断補助（耐震診断に要する費用の2/3以内。上限4万円） ○木造住宅耐震改修補助（耐震改修に要する費用の2/3以内。上限30万円）						木造住宅の耐震診断の補助は平成13年度から開始され、平成22年度末で42件の補助を行った。年間15件の補助を行った年度もあったが、ここ数年は1～2件にとどまっている。耐震改修補助は平成22年度から開始され、同年度の補助件数は1件で耐震化の促進状況は遅滞している。					
	コスト											
			(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考<特財名称等>					
	直接事業費		千円	40	340	1,900	社会資本整備総合交付金 ※平成21年度は耐震改修診断補助のみ					
	財源内訳	国庫支出金	千円	20	155	875						
		都支出金	千円									
地方債		千円										
その他特定財源		千円										
一般財源		千円	20	185	1,025							
一般職員人件費		千円	850	850	850							
人工数		人	0.10	0.10	0.10							
再任用職員人件費		千円	0	0	0							
人工数		人	0.00	0.00	0.00							
総事業費		千円	890	1,190	2,750							
事務事業評価	個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというところ→3、あまりない→2、ない→1）											
	①必要性	5	↙ <判断理由>			②妥当性	4	↙ <判断理由>				
	今後30年以内における首都直下地震発生の確率は70%とされ、切迫性が高まっている。地震による住宅倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を守るため、木造住宅の耐震診断・改修を促進するための措置を講ずることにより地震に対する安全性の向上を図る必要がある。						昭島市耐震改修促進計画において「住宅の耐震化は建物所有者等が自らの責任で行うこと」を基本としており、補助金額は市の財政状況や受益者負担のバランスなどを考慮して設定している。市民が安心して相談や改修ができるよう建築士事務所協会とも連携を図っている。					
	③有効性	3	↙ <判断理由>			④効率性	2	↙ <判断理由>				
	耐震化に対する市民意識はあるものの、耐震診断・改修を実施する市民の数はわずかである。耐震診断や改修を躊躇させる大きな要因は改修に係る費用であり、昭和56年以前に建てた老朽化した住宅を改修するよりは、建て替えや住み替えを考える市民も多く、それが耐震診断・改修に結び付かない要因となっている。						昭島市耐震改修促進計画では、未耐震と想定される木造住宅は平成20年度で約8千棟あると推計している。今後、建替え等により耐震性を満たす住宅が増えたとしても、現況における事業効率性は好ましい状況ではない。ただし国からの交付金を受けているため経費面での負担は軽減されている。					
合計点数 (20点満点)	14点		評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等>									
耐震化を促進するには、建物所有者等がその必要性や重要性について認識することが重要である。このため、建築士事務所協会や消防署等と連携して耐震化の啓発活動を充実させるとともに、住宅のリフォーム時や防音工事に合わせて耐震改修を行っていただくような取組の検討が必要である。												

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署				
	福祉のまちづくり事業		部	都市計画部	課長	後藤 真紀子	
			課	地域開発課	担当	川嶋 等	
			係	開発指導係	電話	内線2273	
	第4次総合基本計画における位置付け					実施根拠<法令、要綱等>	
政策項目 02 暮らしを支える（健康と福祉の充実）		東京都福祉のまちづくり条例					
大項目 02 地域で共に生きる（地域福祉の充実）							
中項目 03 障害者福祉		事業期間<開始・終了予定>					
予算科目（コード）		款 03	項 01	目 01	細目 010	細々目 02	H8 年度 ~ 年度
事務事業概要	目的		<対象は誰、何か>				
	東京都福祉のまちづくり条例の適用を受ける建築物等を建築・整備しようとする建築主等		<対象をどのような状態にすることを意図しているか> 高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設の整備とサービスの向上を図り、福祉のまちづくりに努める。				
	内容		実績・成果				
	東京都福祉のまちづくり条例に基づく建築物等の届出に対して、条例に定められた整備基準に適合しているか確認するとともに、指導・助言する。審査は非常勤専門員が行っている。（週2日）		建築主等の届出について、条例に定められた整備基準に適合しているか確認し指導・助言した。 平成22年実績（平成22年1月1日～平成22年12月31日） 相談 41件(平成22年8月1日～22年12月31日実績) 届出 5件 整備基準適合証申請 1件				
	コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考<特財名称等>
	直接事業費		千円	1,201	1,200	1,202	福祉のまちづくり事務委託金
	財源内訳	国庫支出金	千円				
		都支出金	千円	79	47	40	
		地方債	千円				
		その他特定財源	千円				
一般財源	千円	1,122	1,153	1,162			
一般職員人件費	千円	850	850	850			
人工数	人	0.10	0.10	0.10			
再任用職員人件費	千円						
人工数	人						
総事業費	千円	2,051	2,050	2,052			
事務事業評価	個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというところ→3、あまりない→2、ない→1）						
	①必要性	5	<判断理由>		②妥当性	4	<判断理由>
	・福祉のまちづくり条例に基づく届出の審査等を行う必要がある。 ・届出の審査等は、市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例により、事務委任を受けている。			・専門的な届出の為、建築の知識を有する者の配置が必要であり、週2日の非常勤専門員の配置としている。			
	③有効性	5	<判断理由>		④効率性	4	<判断理由>
	・バリアフリー法及び東京都建築物バリアフリー条例の対象外であっても、福祉のまちづくり条例における特定都市施設については、ユニバーサルデザインに沿った整備が誘導できる。			・遵守基準の創設及び届出対象施設の拡大等の条例改正が平成21年3月にあり、福祉のまちづくりの一層の推進が図られる。 ・建築確認とのリンクがないため、届出が必要となる施設が未届けであっても、その確認ができない。			
合計点数 (20点満点)	18点		評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等> 平成21年3月の条例改正により、日常利用する小規模店舗等も届出対象となり、ユニバーサルデザインを推進するにあたり、有効な事業である。今後においては、分権の動向等を勘案し、担当する職員を常勤または非常勤とすべきかを検討していく。				

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署									
	都市開発事務		部	都市計画部	課長	後藤 真紀子						
			課	地域開発課	担当	川嶋 等						
			係	開発指導係	電話	内線2273						
	第4次総合基本計画における位置付け					実施根拠<法令、要綱等>						
政策項目 05		うるおいのあるまちを築く（質の高い都市基盤整備）			昭島市宅地開発等指導要綱、都市計画法、等							
大項目 02		魅力あるまちをつくる（市街地の整備）			事業期間<開始・終了予定>							
中項目 02		市街地整備			年度 ~ 年度							
予算科目（コード）		款	08	項	03	目	01	細目	002	細々目	02	
事務事業概要	目的											
	<対象は誰、何か>					<対象をどのような状態にすることを意図しているか>						
	市民、事業者等					住み良いまちづくりを実現するため、適切な届出や良好な公共・公益施設の整備等、まちづくりの協力を求める。						
	内容					実績・成果						
	○宅地開発等指導要綱に関する事務 ○地区計画の届出に関する事務 ○優良な宅地化計画の証明に関する事務 ○国土利用計画法に基づく届出に関する事務 ○公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出・申出に関する事務					○宅地開発等指導要綱に関する同意・協議書の交付件数 32件 ○地区計画の届出 23件 ○優良な宅地化計画の証明に関する申請 2件 ○国土利用計画法に係る届出 6件 ○公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出又は申出 5件						
	コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考<特財名称等>					
	直接事業費		千円	76	70	71	国土利用計画法経由事務費交付金					
	財源内訳	国庫支出金		千円	40	43	37					
		都支出金		千円								
		地方債		千円								
その他特定財源		千円										
一般財源		千円	36	27	34							
一般職員人件費		千円	26,350	26,350	26,350							
人工数		人	3.10	3.10	3.10							
再任用職員人件費		千円										
人工数		人										
総事業費		千円	26,426	26,420	26,421							
事務事業評価	個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというところ→3、あまりない→2、ない→1）											
	①必要性	5	<判断理由>			②妥当性	5	<判断理由>				
	○宅地開発等指導要綱に基づき事業者と協議することにより、良好なまちづくりが誘導できる。 ○地区計画の届出により、地区の特性にふさわしい良好な環境整備が図れる。 ○土地の売買に関する届出等により、土地の動向等が把握できる。					○宅地開発等指導要綱は適宜見直しを行っている。また、内容については、他市の状況と比較して、事業者に対して過度の負担になってはいない。 ○開発事業を所管している課において土地の動向を把握することは適当である。						
	③有効性	5	<判断理由>			④効率性	5	<判断理由>				
	○宅地開発等指導要綱に基づき事業者と協議することにより、適切な公共・公益施設の整備を図り、住み良いまちづくりの実現に寄与している。 ○地区計画等については、法に基づく必要な届出等である。					宅地開発等指導要綱の見直しを適宜行うことにより、時代に合った開発指導が図られている。また、国土法等の届出により、土地の動向についての情報を把握することができている。						
合計点数 (20点満点)		20点		評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等> 要綱により宅地開発等の事業によって必要となる公共、公益施設の整備基準等を定めるとともに、事業を実施する者に対して、協力と応分の負担を要請することによって、昭島市の総合基本計画をはじめ、各種まちづくりプランに基づく、住み良いまちづくりの実現を図ることができている。 今後も社会情勢の変化に対応した都市開発事務を行っていく。								

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署								
	都市開発対策審議会		部	都市計画部	課長	後藤 真紀子					
			課	地域開発課	担当	川嶋 等					
			係	開発指導係	電話	内線2273					
	第4次総合基本計画における位置付け					実施根拠<法令、要綱等>					
政策項目	05	うるおいのあるまちを築く（質の高い都市基盤整備）			昭島市都市開発対策審議会条例						
大項目	02	魅力あるまちをつくる（市街地の整備）									
中項目	02	市街地整備			事業期間<開始・終了予定>						
予算科目（コード）	款	08	項	03	目	01	細目	004	細々目	01	S60 年度 ~ 年度
事務事業概要	目的		<対象は誰、何か>								
	大規模開発事業等		<対象をどのような状態にすることを意図しているか>								
	内容		実績・成果								
	大規模開発事業（事業面積10,000㎡以上または集合住宅100戸以上の事業）等に関する審議会への諮問資料の作成、開催通知の作成・送付、議事録の作成等、審議会に係る事務を行う。		審議会の開催状況 平成21年度 1回 <諮問事項> ・宅地開発事業（物品販売・飲食店舗/面積:18,380.12㎡） 平成22年度 1回 <諮問事項> ・宅地開発事業（物品販売店舗/面積:1,522.27㎡） ・昭島市宅地開発等指導要綱の一部改正について								
	コスト	(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考<特財名称等>					
	直接事業費	千円	24	9	54						
	財源内訳	国庫支出金	千円								
		都支出金	千円								
		地方債	千円								
		その他特定財源	千円								
一般財源	千円	24	9	54							
一般職員人件費	千円	850	850	850							
人工数	人	0.10	0.10	0.10							
再任用職員人件費	千円										
人工数	人										
総事業費	千円	874	859	904							
事務事業評価	個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというところある→3、あまりない→2、ない→1）										
	①必要性	5	↙ <判断理由>			②妥当性	3	↙ <判断理由>			
	周辺環境への影響の大きい大規模開発事業等について、審議会において審議を行うことで、より適正な開発指導が図れる。					大規模開発事業についての他市の状況としては、学識による審査会を設けている市はあるが、市議で構成する審議会を設けている市はない。					
	③有効性	5	↙ <判断理由>			④効率性	5	↙ <判断理由>			
	審議会からの答申を踏まえ、事業者と協議を行った後に事業者に同意・協議書を交付しており、有効である。					人件費を除き、直接かかる費用は議事録の作成のみである。					
合計点数 (20点満点)	18点		評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等> 周辺環境への影響の大きい大規模開発事業について、第三者的な審査は必要である。その機関として、市議により構成する審議会がよいのか、学識による審査会がよいのか等については、検討が必要である。								